

広島県住民基本台帳法施行条例の一部改正について

- 広島県では、県民の皆様が、県に対して申請等をする際に、本人確認を行うことが必要な事務の一部については、住民票を添付していただくなくても、職員が住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を使用して本人確認を行うことで、住民票の添付が省略できるようになっています。
- また、県が県民の皆様の状況を確認する必要がある事務の一部でも、住基ネットを使用することにより、事務の効率化を図っています。
- この住基ネットは、住民基本台帳に記載されている事項のうち(1)氏名、(2)性別、(3)生年月日、(4)住所、(5)住民票コード、(6)個人番号、(7)付随情報（(1)～(6)の変更年月日と理由）を、市町や県が管理するサーバに保管し、さらに全国ネットワークで結んだシステムです。住民票の広域交付や各種申請時の住民票添付の省略など、住民サービスの向上や行政事務の効率化に寄与しています。
- 住基ネットによる本人確認情報の利用は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）や広島県住民基本台帳法施行条例（以下「条例」という。）に規定された事務のみで利用できるようになっており、県では、平成 19 年 4 月から、条例で定めた事務で住基ネットの利用を開始しています。
- このたび、住基ネットを利用する事務を見直し、条例を改正して新たな事務を追加するとともに、今後利用の見込めない事務の削除を検討しています。
- 引き続き、住基ネットの適切な運用により、県民の皆様の負担軽減や行政事務の効率化を図ることで、県民の皆様に対する行政サービスの向上につなげていきたいと考えています。

【住基ネットの利用対象事務】

本人確認情報の利用・提供区分	対 象 事 務
国の機関等への提供	住基法別表 1（法第 30 条の 9）
都道府県の区域内の市町村の執行機関への提供	〃 別表 2（法第 30 条の 10 第 1 項）
他の都道府県の執行機関への提供	〃 別表 3（法第 30 条の 11 第 1 項）
他の都道府県の区域内の市町村の執行機関への提供	〃 別表 4（法第 30 条の 12 第 1 項）
都道府県知事の利用	〃 別表 5（法第 30 条の 15 第 1 項第 1 号）
都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への提供	〃 別表 6（法第 30 条の 15 第 2 項）
	条例で定める事務（法第 30 条の 15 第 1 項第 2 号）

【事務の例】

住民基本台帳法で定められた事務
○ 恩給法による年金の支給に関する事務
○ 電気工事士法による認定証の交付に関する事務
○ 一般旅券の発給等に関する事務

県が条例で定めた事務
○ 心身障害者扶養共済掛金の年金受給権者の現況確認に関する事務
○ 土地収用法等による土地の取得等に関する事務
○ 高等学校等奨学金、高等学校定通修学奨励金に関する事務